

第41回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成25年6月21日（金） 13時00分～13時40分

場 所 広島大学学士会館（2階「レセプションホール」）

出席者 学外委員：有本、大南、小笠原、川本、郷、佃の各委員
学内委員：浅原、坂越、上、吉田、茶山、平野の各委員

列席者 江坂副学長、佐藤副学長、西口監事、間田監事、河野学長特命補佐、棚橋学長特命補佐、橋爪学長特命補佐、三嶋学長特命補佐、飛田副理事、古澤副理事、松浦副理事、野呂瀬副理事、高谷副理事、太田副理事、西嶋副理事、青山副理事、藤本副理事、中島副理事、渡邊副理事、小谷副理事、羽田副理事、高橋副理事、中坂副理事、甲斐副図書館長、河村学長室長
寺本法学部長（代理）、宜名眞経済学部長（代理）、吉栖医学部長、杉山薬学部長、吉田総合科学研究科長、勝部文学研究科長、宮谷教育学研究科長、西村社会科学研究科長、谷口理学研究科長、高畠先端物質科学研究科長、杉本工学研究院長、谷口生物圏科学研究科長、小林医歯薬保健学研究院長、梯医歯薬保健学研究院副研究院長、藤原国際協力研究科長、木下法務研究科長、稻葉原爆放射線医科学研究所長

※ 以下、発言内容は、○：学外委員、◇：学内委員を示す。

(開会)

浅原学長から、開会に当たり挨拶及び委員の紹介があった。

(議事1)

● 平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

（浅原学長提案、説明、別紙1）

◇ 国立大学法人法施行規則第10条第1項において、「国立大学法人等は、各事業年度における業務の実績について国立大学法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に国立大学法人評価委員会に提出しなければならない。」と規定されている。

本学においても、各組織において年度計画の実施状況について点検・評価を行い、その結果を基に、各室で「実績報告書」の第一次案を作成し、本学評価委員会及び各部局等の意見等を踏まえ、「平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）」を取りまとめた。本日、承認いただければ、役員会の議を経て「実績報告書」を確定し、国立大学法人評価委員会に6月28日までに提出する。

また、本年度は、平成24事業年度に係る業務の実績報告書、同報告書抜粋版（大学の概要、全体的な状況、各項目ごとの特記事項等）、共通の観点に係る（資料編）を提出する。

なお、教育及び研究の状況については、教育研究評議会で審議の上、役員会の議を経て決定し、国立大学法人評価委員会に提出する。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

(議事2)

● 平成24年度決算及び決算確定に伴う平成25年度補正予算について

（浅原学長提案、平野理事（財務・総務担当）説明、別紙2）

◇ 国立大学法人は、国立大学法人法の規定に基づき、財務諸表等を文部科学大臣及び会計検査院長に提出することとなっているため、「平成24年度決算報告書（案）」を作成した。

当期末処分利益(当期総利益)は9.7億円(うち大学0.6億円、病院9.1億円)で、昨年度比△6.4億円(うち大学3.5億円、病院△9.9億円)となっている。

目的積立金予定額は、損益計算書の当期総利益を上限として、収入支出決算額調書における決算残額の範囲内により算定されるが、平成24年度決算においては、収入支出決算額調書における決算残額が△1.3億円(うち大学△1.7億円、病院0.4億円)となるため、目的積立金の対象となる現金が発生せず、法人化以降、初めて目的積立金を計上しないこととなった。

平成24年度収入支出決算における大学分と病院分の決算残については、予算編成方針における決算配分方針に基づき、以下のとおり平成25年度予算として決算配分することとし、これに伴い、平成25年3月21日開催の経営協議会及び役員会で承認された平成25年度当初予算を補正する。

- (1) 大学分の各会計単位の総枠予算分残額のうち、特別事業経費不用額など全学分として整理するものを除き、各会計単位の過不足額のまま決算配分する。ただし、各部局等の決算残のうち、部局共通予算の残については、各部局等から提出された「平成24年度決算残額執行計画調書」に基づき、平成25年度に執行計画がある事項のみを決算配分し、平成26年度以降に執行を予定している事項については、一旦、大学共通分として整理し、部局間貸借として資金の有効活用を図ることとする。
- (2) 上記の全学分として整理したもの及び大学共通分残額については、次のとおりとする。
 - ・ 保有現金活用整備経費(学生宿舎整備分)△5.0億円については、マイナスを繰り越す。
 - ・ 全学共通運営経費残のうち部局等光熱水料残0.5億円については、インセンティブとして各会計単位の過不足額を決算配分し、弾力的活用スペース整備経費残0.1億円については、そのまま決算配分を行う。
 - ・ 特別事業経費(教育研究設備費)の残0.6億円については、そのまま決算配分を行う。
 - ・ 共通人件費△2.1億円、その他過不足額△0.6億円の計△2.7億円については、保有現金活用整備経費へ決算配分する。
- (3) 運営費交付金債務残(業務達成基準適用事業、復興関連事業分)については、そのまま繰り越す。
- (4) 平成23年度決算以前に発生した目的積立金取崩残(前中期目標期間繰越積立金を含む。)は、目的積立金として決算配分する。
- (5) 病院分については、病院へ決算配分する。

以上の提案・説明に引き続き、西口監事から、平成24事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書は、国立大学法人広島大学の業務運営の状況を適正に示していること等の監査報告があった。審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

(議事3)

● 平成26年度概算要求事項について

(浅原学長提案、平野理事(財務・総務担当)説明、別紙3)

◇ 学内の要求事項の中から、平成26年度概算要求事項案を作成した。

特別経費のプロジェクト分(新規分)については、第2期中期目標・中期計画との整合性を図りつつ、各プロジェクトを以下の4項目に分類し、学内におけるヒアリングの評価結果、文部科学省との事前相談の状況等を踏まえ、要求事項を選定している。

- ・国際的に卓越した教育研究拠点機能の充実
- ・高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実
- ・大学の特性を生かした多様な学術研究機能の充実
- ・产学連携機能の充実

内容については、「平成26年度概算要求事項(案)」中●を付した事項、特別経費に係るもの25件(プロジェクト分(新規)5件、プロジェクト分(継続)9件、基盤的設備等整備分6件、全国共同利用・共同実施分(継続)2件、教育関係共同実施分(継続)3件)及び施設整備補助金等に係るもの16件を文部科学省に要求する。

なお、基盤的設備等整備分については、設備マスタープランに沿った事項を要求する。また、施

設整備費についても、施設整備グランドデザインに基づき要求事項を選定した。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次の事項について質疑応答が行われた。

- 各要求事項の学内での調整方法について

(議事4)

● 広島大学学長選考会議委員の選出について

(浅原学長提案・説明、別紙4)

- 学長候補者の選考に当たっては、国立大学法人法第12条により、経営協議会学外委員及び教育研究評議会評議員（学長及び理事を除く。）の同数の委員をもって構成する学長選考会議を設置することとされており、本学の学長選考会議委員の人数については、経営協議会学外委員から4人、教育研究評議会評議員（学長及び理事を除く。）から4人を選出することにしている。

については、前期の経営協議会学外委員の任期満了に伴い、このたび任命させていただいた経営協議会学外委員7人のうちから4人の学長選考会議委員を選出することについて意見を伺いたい。

以上の提案・説明があり、意見交換の後、審議の結果、有本委員、大南委員、小笠原委員及び北島委員の4人を選出した。

(議事5)

● 平成25年6月期役員の期末手当の支給額について

(浅原学長提案、平野理事（財務・総務担当）説明、別紙5)

- 役員のうち、学長及び監事（常勤に限る。）に支給する期末手当の支給額については、役員報酬規則第7条第5項の規定により、当該役員の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で支給額を増減させることにしているが、平成25年6月期においては、特に増額又は減額を行わないこととした。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(報告1)

● 「広島大学の機能強化に向けた行動計画2012」の今後の対応について

(浅原学長報告、資料1)

- 「行動計画2012」により設置されたWGの検討結果を踏まえ、各行動計画の実施又は検討を継続する担当組織について報告があった。併せて、特定の事項については役員を中心とした新たなWGを設置して検討すること、事項「英語で完結する国際教養プログラムの導入」については設置準備室を設置して作業に当たることとした旨報告があった。

(報告2)

● 東千田キャンパスの知的人材育成センター（仮称）の整備計画について

(浅原学長報告、資料2)

- 「行動計画2012」東千田キャンパス機能充実WGの答申で示された、広島地区学生の教養教育と大学間・産業界等との連携による教育研究の実施を目的として、東千田キャンパスに知的人材育成センター（仮称）を整備することについて報告があった。

なお、次の事項について意見があった。

- ・ 供用開始前の準備の必要性について

(報告 3)

● 広島大学将来構想検討委員会の設置について

(浅原学長報告, 資料 3)

- ◇ 「広島大学の長期ビジョン－10年から15年後の広島大学像－」を基に、本学の将来像を見据えて継続的に検討・議論を行っていくため、広島大学将来構想検討委員会を設置することとした旨の報告があった。

なお、次の事項について質疑応答が行われた。

- ・ 委員構成について

(報告 4)

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(浅原学長報告, 資料 4)

- ◇ 広島大学経営協議会（第11回～第40回）において学外委員から指摘のあった事項に対する本学の対応状況について、資料により報告があった。

以上